

令和2年第3回臨時会議事日程（第1号）

令和2年7月28日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）

日程第4 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について）

日程第5 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

日程第6 議案第55号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第7 議案第56号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	7月28日	火	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和2年第3回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成2年7月28日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 7月28日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	福祉保険課長	守口 英伸
教 育 長	皆尺寺敏紀	子育て健康課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	和才 薫	建 設 課 長	赤尾 慎一
総務財政課長	瀬口 直美	地域振興課長	軍神 宏充
住 民 課 長	永野 公敏	上下水道課長	奥家 照彦
税 務 課 長	小原 弘光	教 務 課 長	別府 真二
会計管理者			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第3回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に岸本議員、横川議員、2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日7月28日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日7月28日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）

日程第4. 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について）

日程第5. 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

日程第6. 議案第55号 令和2年度吉富町一般会計 補正予算（第8号）について

日程第7. 議案第56号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） これから議事に入ります。日程第3、議案第52号から日程第7、議案第56号までの5議案を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和2年第3回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位

には公私ともに御多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件3件、予算案件2件の計5案件について、御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第52号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う本町独自の経済支援策の一環として、国民健康保険税のうち、18歳以下の被保険者に課税される令和2年度分の均等割額を全額免除するため、18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年7月6日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第53号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、国民健康保険税のうち、18歳以下の被保険者に課税される令和2年度分の均等割額を全額免除できるように、その分の費用を確保するため、一般会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年7月6日付で、177万円の増額補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第54号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、国民健康保険税のうち、18歳以下の被保険者に課税される令和2年度分の均等割額を全額免除できるように、その分の費用を確保するため、国民健康保険特別会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年7月6日付で補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第55号は、令和2年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ3,431万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億2,434万4,000円とするものであります。

歳入では、13款国庫支出金2項国庫補助金で、災害復旧事業費補助金2,066万6,000円の増額、17款繰入金1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金335万1,000円の増額、20款1項町債で、補助災害復旧事業債1,030万円の増額です。

歳出では、主なものとしまして、2款総務費1項総務管理費で、職員採用試験委託料19万8,000円の増額、7款1項商工費で、吉富花火大会助成金100万円の増額、8款土木費5項住宅費で、町営幸子団地住戸改善等改修工事設計変更委託料143万円の増額、14款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費で、漁港災害復旧費3,100万円の増額等であります。

また、補正予算書第2条で、地方債の補正をいたしております。

議案第56号は、令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,076万6,000円とするものでございます。退職被保険者等の医療給付費が確定したことに伴う増額でございます。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。なにとぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第52号専決処分の承認を求めることについて（18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 議案書の1ページをお願いします。議案第52号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、新型コロナウイルスに伴う経済支援策の一環として、18歳以下の被保険者に課税される令和2年度分国民健康保険税の均等割額を全額免除するために18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例に関する条例を制定し、緊急性を要するため、地方自治法第179条第1項により令和2年7月6日に専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

3ページをお願いします。第1条は、本条例の目的について規定しております。本条例は、吉富町国民健康保険税条例第25条に規定する一般的な減免によらず、令和2年度において18歳に到達する者からゼロ歳児までの者、つまり平成14年4月2日から令和3年3月31日までの間に生まれた者を対象として国民健康保険税の減免を特例的に行うための条例であります。

18歳に到達する者までを所得制限なしに全員対象としたのは、働いている者がいたとしても、社会保険に加入していない、いわゆる非正規雇用であり、所得が少ないと予想されるためであります。

令和3年3月31日までとしたのは、令和2年度に国民健康保険税が課税されるのは、令和3年3月31日までに生まれた者であることからであります。

続きまして、第2条は、減免の対象となる保険税について指定しております。当該特例減免の対象は令和2年度分の保険税のみとしております。

続きまして、第3条は、減免額について規定しております。減免の額は、平成14年4月2日から令和3年3月31日までの間に生まれた被保険者に課税される軽減後の均等割額であります。

続きまして、附則について説明をいたします。施行日は、公布の日、つまり7月6日であります。適用は、令和2年4月1日となっております。なお、この支援策は町独自の政策であることを申し添えて説明を終わりたいと思います。

御承認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできないようになっております。よろしくお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手し、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、本案について、質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済政策なんですけども、いろいろあると思うんですね、いろいろな支援策が。そして、国保税に特化したとしてもその中でも支援策としてはいろいろあると思うんですけども、今回18歳以下の均等割の免除にいたった経緯なりをお願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） その件について、先日、全協のほうで説明をしましたが、要するに18歳以下の者につきましては、いわゆる一般的には収入がない、その方について均等割という形で課税しております。その分を世帯主がまとめて払うという仕組みになっておりますが、やはり収入がない者に対して課税して、このコロナ化においてやはり収入が、収入もそうですけど、支出のほうもかなり普段と違うものが支出されているというような状況の中で、その部分、18歳以下の均等割部分について経済的な支援をしようと、こういうことからこの政策を考えました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この国保税における均等割の部分とういのは、いわゆる人頭税といますかね、全体的な人頭税的な要素がまさしくそうだと思うんですけど、その辺のことについてはどう考えられますか。余り関係ないですか、今回は。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 確かに近代におきましては、人頭割的な課税がいかななものか、そういう考え方というのは、ものの本を読むに当たりよく出てきます。私自身もいろいろそれについては考えているところではありますが、ここは法律に基づいて国保税のほうは課税し

なければいけませんので、その辺りの財源で医療費等を支出していくということになっていますので、そこについては、現状については、法のとおりこの制度でいくしかないのかなという気はしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 国保、まちづくりの政策としてやられるということで、大変いいことだと思うんですが、ちょっと質問の趣旨が違うんかもしれないけど、例えば、社会保険とか共済保険があるでしょう、これ町じゃないんで、国保は町だからということなんだろうけど、今の説明で非正規雇用、国民保険は、国保は大体非正規雇用、所得の少ない方、だからその人たちにしますという町の政策ということで、そうすると、社保の方はある程度、収入のある方になるのでという前提になるんで、僕の質問はおかしいかもしれないけどね。ほかに社保とか、例えばこの共済組合とか、そういうので、こういう制度で今回何かあるわけ、そういう情報はない。これちょっと町のことじゃないみたいで、町と離れるかもしれないけど、そういう情報があれば。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

社会保険は御存じのとおり、人头割、先ほど出ていますとおり、人数によつての、増えるというようなことではございません。人数がいくらでも同じ額というふうになっておりますので、そういう制度があるというのは聞いておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第52号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国民健康保険制度には被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題があります。全国知事会、市長会がこの構造的な問題解決のために

約1兆円と言われていますが、公費の投入を求めていることは周知のとおりです。

日本共産党は、同じ立場であることを表明した上で、高すぎる国保税を協会健保並みに引下げ
る方法として、事実上の人頭税である均等割、そして世帯割をなくすことを主張し、当面せめて
子育て支援にも逆行する18歳以下の子供の均等割をなくすべきと訴えてきているところです。

本町が今回、近隣に先がけて1年という限定された期間とはいえ、このような減免に踏み切っ
たことを大いに評価し、可能な限り、持続させていただきたいということを認め、賛成の討論と
いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号専決処分の承認を求め
ることについて（18歳以下の被保険者に係る令和2年度分の国民健康保険税の特例に関する条例
の制定について）は、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第53号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補
正予算（第7号）について）を議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。予算書をお開きください。

補正予算書、1ページ。次に、歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に、4ページ、事項別明
細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入、6ページ。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1点だけお聞きします。先日もちょっと聞いたんやけど、財調で
1回今回、繰り入れているわけだけど、臨時関係の今回の交付金関係、あれを今回はこちらに充
てられるかどうかというのは分かっていますか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 一般的には町が行うコロナの支援経済対策としては、交付金の
対象になります。なおかつ、特別会計の繰出金というか補助金についてもなるんですが、今回は
保険税の減免に対する町からの補助というところで、もう少しお時間をいただいてというところ
で検討を、協議をというか、質問しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。歳出7ページ。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第5、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

予算書をお開きください。これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。事業勘定歳入歳出予算補正歳入、2ページ。次に、3ページ、事項別

明細書総括入。次に歳入、4ページ。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この保険税の減免のところなんですけれども、対象となる世帯数とそれから18歳以下の人たちの人数。分かれば、例えば、その中で勤労者が何人だとか小学生が何人、中学生が何人とかいうのが分かればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

総数で115人でございます。そのうち、年齢はちょっと把握しておりません。115人なんですけれども、もともと軽減世帯というのがございまして、2割軽減、5割軽減、7割軽減というものがあるんですけれども、2割軽減の方が20人、5割軽減の方が32人、7割軽減の方が45人で軽減なしの方が18人という内訳になっておりまして、軽減が全部なければ2万8,000円掛ける115人なんですけれども、軽減がある関係上、金額が176万9,000円ということになっております。

年齢、職業についてはちょっと把握をしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この均等割の18歳以下の人たちの人数なんですけれども、もちろん一緒ということはないと思うんですけれども、大体このぐらいの人数で推移しているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 例年こういった形で推移していると思います。だから、今年については、コロナの関係で来年度の課税についてはちょっとどうなるかというのは今のところは予測ができておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第6、議案第55号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

予算書をお開きください。これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に、4ページ、地方債補正。次に、5ページ、事項別明細書総括、歳入。6ページ、同じく総括、歳出。次に、歳入、7ページ。歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に歳出に入ります。歳出8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番下にあります住宅建設費のことなんですけども、今回、変更委託料として計上されております。これまでの計画にとってどのくらいのお金が支出されたか分かりますか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今までのかかった額は、設計料でございます。当初の設計料が1,595万円の設計委託料をしております。工事については全然着工しておりませんので、かかっておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 8款土木費5項住宅費です。今回、町営幸子団地住戸改修工事に関する委託料は、町営住宅の長寿命化計画に基づいて計画立案されたものと思います。しかし、発注後すぐに計画変更したことは、執行部が私たち議会のほうに出すときには最善策ということ

で出されたと思います。しかし、このようにすぐ変更になったというのは、最善策ではなかったのかと思います。

計画段階で入念な打ち合わせ、協議ができていないためにこのようになったのではないかと思います。また、今後、入居者、工事請負業者等に遅延することで過大な迷惑がかかると思いますが、その点の解決策は何か執行部のほうは考えていますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるように、当初からの基本的な設計の考え方がちょっと甘かったということでこのようなことになって、本当に申し訳なく思っております。

住民の方、業者の方についてなんですけれども、住民の方につきましては、本日の臨時議会が終わったその日、今日ですね、今日とあした、28日火曜日、29日水曜日の両日、住民の方に対象に説明会を開催したいというふうに思っております。どちらか都合のいい日に来ていただければなというふうに思っております。

あと業者の方については、今回の工期が2月の19日までの当初予定になっておりますが、このようなことになりましたので、工期の延長ということで3月の中旬以降まで延長をさせていただきたいというふうに考えております。

業者につきましても、綿密な打ち合わせをして、今後、工事を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） その中で、設計委託料の工法が変更されると思います。そうすると、改修工事管理業務委託料、変更されると思いますが、今回、そのものが出ていないのはなぜでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 工事につきましては、住居の改修とあと外壁の塗装、そして駐車場等の整備をしたいというふうに思っております。

基本的にはもう工事内容は変わりません。ただ、改修の内容が変わってくるということでございますので、設計管理料は変更がないというふうに業者と話しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 7ページで、歳出の1目のところの職員採用試験委託料が上がっております。全協でも聞きましたが、あえて本会議場でも質問をいたします。

人物重視になると審査官の判断、眼力が大変重要です。スポーツに例えるとするならば、点数で勝敗を決するものと違い、例えば、柔剣道みたいに審判の方の微妙な判定が勝敗を決するような、例えて言うならですよ、職員採用、今後代わる人物重視、点よりも人物重視というところに趣を置くとするならば、趣旨は大賛成なんですけれども、厳正な職員採用についてお考えをお伺い、どのように取り組む、採用に当たって考えているか、お考えをお伺いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回、補正予算で計上させていただいている分につきましては、35歳から46歳までのSPI検査の検査料として上げております。そちらの年代の採用につきましては、今言われたように、今までのような公務員試験、やはり公務員試験を受けるには対策が必要でして、その対策の必要なしにこういう人物重視というところでの点を考えました。

教養試験に比べまして明確な点数等が出るわけではございませんが、SPI検査、あるいはエントリーシート、その後の面接も踏まえまして、複数人の試験官、あるいは面接官によってこの検査の結果が、その人物が組織の中でどういう働きをするのか、本人の持っている知識なり経験がどういうふうに活かされてくるのかということをきちんと見極めまして、採用という形に考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） いわゆる36から46の氷河期の採用に当たっての人物重視への意向であって、従前のいわゆる高卒新規採用についてはこのようにしないということでもいいですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

従前の年齢の新卒者、あるいは35歳のほうの者の試験につきましては、このSPIの検査は導入はしませんが、今回、エントリーシートの試験をするようにしております。

あくまでやはり学力だけではなく、その公務員試験を勉強した人だけではなく、今までの試験区分の方も本人の人物というところをやはり見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、職員採用試験の件で1点だけ確認したいんですけど、先日のSPI、リクルートさんに使ってするって、僕は大変いいなと思っているけども、36歳から46歳までの氷河期世代という話があったんですけど、よその自治体で氷河期世代に就職ができな

かった方という方をとっているところがあるんだけど、うちはそういうのじゃないね、ちゃんと職歴がある経験者のほうのこっちよね。どっちの人なんかが分からん。ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今、山本議員がおっしゃったように、氷河期世代、よそではいわゆる氷河期、就職氷河期ですから、新卒のときになかなか就職が難しかった世代で募集がなくてというところもありますが、うちとしては、今回は、今までのような社会人枠で何年経験という枠は今回はこの世代に関しては設けておりません。ただ、そうは言っても、この年代の方、ほとんどの方が例えば派遣の投入をしたりとか、民間でのそういう人事なり、一般の企業でも働いている方も多くいらっしゃると思いますので、いずれにしても、この方の社会人での社会人としての経験の豊富な方というところで採用を考えております。

繰り返しますが、経験年数何年以上、社会人を経験している方、会社に勤めている方という枠は設ける予定は今のところございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） はい、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 次に行きますね。引きこもりか何かを募集するのかと思って、ちょっと怖いなど思ったもんで聞きました。

先ほどの先に質問が一番下に、いってしまった住戸改善のやつ、幸子団地のね、1点だけ確認したいんですけど、今日から、先ほど説明で、今日、明日で住民説明会をするって言われたんで、どういう内容の説明をするのかと、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この住民説明会につきましては、昨年度も2回行っております。内容は変わりました。まず内容が変わったということについての経緯を御説明させていただきたいと思います。その後、どういった改修をするのかということをお説明させていただきます。

あと、住民の方に移転とかそういったものが伴ってきますので、そういったところをお願いという形で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、工期ですね、どのくらいかかるか、そういった一般的な工事内容等も説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 前回の説明会のときは、意見を聞いて、先ほどなるべく反映しますよということを入っちゃったわけですね。変わったということは、今回また意見を聞いて、それにまた反映をする予定があるのだろうか、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 前は、移動したくないという方について風呂とトイレと洗面所の最小限の改修で、そのまま、お住まいのまま改修するというような設計になっておりましたけれども、今回は、全戸同じ改修をしたいと思っております。同じように風呂、トイレ、洗面台、そしてキッチンを取り替えます。なおかつキッチンの部屋の床も敷き替えます。畳の表がえをします。天井、壁をきれいにします。ふすまもきれいにします。全て50戸、同じ方法を取りたいと思っております。

でありますので、御希望を聞くというようなことはない、こういう方向で行きたいので、御協力をよろしくお願ひしたいということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 同じ所の質問になるんですけど、もちろん改修するに当たっては、何て言いましょ、移転というか、そこに住んでの改修ではないと思うんで、その移転費だとかアパートの紹介とか、予算に入っていない、それはどうなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 移転費は町で見たいというふうに思っております。これは9月議会で補正を組まさせていただきたいというふうに今考えております。

今回、アパート等を使わずに、空いているところをまず改修します。改修し終わったところに移ってもらいます。また、移ったところを改修しますというふうに段階、3段階ぐらいをかけてやりたいというふうに思っております。

ですので、アパート代等は必要ない、今言ったような形でしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） ちょっとお尋ねいたします。この幸子団地の改修にかかって、福祉的な要素が多いと思うんですけど、そういうバリアフリーとか手すりを新設するとか、そういう身障者に対してとか高齢の方に対する、そういう改修内容は含まれておるんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 特にそういった手すりをつけるとか、そういったものは考えておりません、今のところですね。今ある住居の改造、新しくリニューアルするというのが基本で

ございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 多分この説明会で質問されると思うんですけど、1戸を改修するのに大体どのくらいの期間が必要なんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 今年度、2工期というんですか、2つ、1つを改修して移ってもらって、もう1戸を改修するという2つのパターンでしたいと思っていますので、今から、8月から始まって、来年の3月までですけど、その2分の1ぐらい、1戸かかるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） すみません、また職員採用試験なんですけど、今回、リクルートを利用してSPI試験を行う方たちは、例えば、本町に求める人材というのは、こういう、例えば資格が欲しいとか、そういう特別な方たちを目的に行うのか、本町に足りない人材を補うという目的なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回の試験区分の方に関しては、特に資格等は求めておりませんので、資格を持っている方というよりも先ほどの繰り返しになりますが、社会人枠、あるいはその年代ですので、いろんな社会的な経験豊富な方を求めて、ちょうどうちの職員の年齢構成を見ますと、やはりその世代を数人補充するべきかなというところで、今回は採用をするようにしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、9ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） また今回の漁港が航路が埋没したという形で、平成24年に、私を知る限りでは、平成24年7月に1回目があって、平成29年7月にまた2回目があって、今年で3回目になっています。大体いつも7月ぐらいの大雨が一番危ないのかなと思うんですけど、ただ、今からちょうど台風シーズンとか入ってくるんで、仮にしゅんせつしながら、また入ってきたときちゅうのはどうなる。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、施工中に降雨により土砂が堆積した場合は、その工事の範囲内で除去になろうかと思えます。一たん、工事が終わった後に、また航路が土砂が堆積した場合に、例えば、災害ということになれば災害復旧になろうかと思えますが、そうでない場合は、通常の維持しゅんせつになろうかと思えます。

維持しゅんせつにつきましても、年次計画で予防施設の長寿命化というのを考えておりますが、航路の土砂の堆積状況によっては前倒しもできるということは県のほうに確認しておりますので、その際には優先的な航路のしゅんせつというのは必要かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 根本的な話になるのだけど、これ前回のときにいろいろと勉強をさせてもらったんやけど、今は小祝との共同航路に持っていくわけで、川をこう横切っちゃって、これはもう絶対に何年かおきに埋まるんだとって、もともとは吉富だけで単独でつくりたい話もあったという話も聞いているんやけど、その話というのは全然進められない、そんな話は町から出してない。ちょっと教えて。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 単独航路につきましては、建設当時から土砂が堆積しやすい状況の位置に航路をつくるということで、漁業者の皆さんもすぐに埋まるだろうということは懸念されていたということは聞いております。航路も現在の漁港の西側というのも事案としてあったようでございますが、そこにはノリ漁場、アサリ漁場があるということで、良好な漁場をつくっているところで、それはできなかった。

水産庁と航路についての協議する中で、このぐらいの航路と共同することによって、費用の負担が少なくなるということもあって、共同航路というふうになりました。

別な航路を改めてということでございます。それについてもまだ具体的な協議というのは進めてはおりませんが、そういうことも必要かなというふうに県のほうも言っております。ただ、そうすると、干潮でも船が往行できるような航路としますと、約2キロ近くの行路を新たにする必要がございます。そうすると、その航路を取るために、まだあくまでも推定ですが、4億、5億の費用がかかるということでございますので、それに加えて漁港区域の変更等の手続等も必要になってきますので、現段階では現在の航路を維持するということを町として、やっていかなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、10ページ、地方債の現在高に関する調書。

では、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしとみとめます。よって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 災害復旧はスピードが大事です。一日も早い復旧をお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、令和2年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第56号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。事業勘定歳入歳出予算補正、歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に歳入、6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 9月7日の支払で、もう9月議会では間に合わんからといって説明を受けたんですけども、言い方悪いけど2万円、これがどうもならんやったんやろうか。ちょっとそこが、そこだけちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 実は流用もちょっとできないような款項目の設定になっておりましたので、もしするとなれば、予備費からの充用という形で、この臨時議会がなければ予備費からの充用というような形を取らせていただこうと思っていたところ、この臨時議会が入ったので、2万円という額なんですけれども、させていただきました。

そもそも頭出しが1,000円だったというのがちょっと、これはまずかったかなと思います。来年以降もこういうことが考えられますので、頭出し予算を1万円に、来年度の当初予算は計上したいということで思っております。そうすれば、9回払いでございますので、もしなったときは通常の定例会で提案できるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほど説明がありましたように、こういう形であれば、本来なら流用、充用という形で行うときが多いようなんですが、今回、臨時会がある議会に確認したということは、これは行政運用を執行して、大変正しい形だと思います。よって、私は賛成いたしたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

町長より御挨拶がございます。発言を許します。どうぞ。町長、どうぞ。

○町長（花畑 明君） それでは、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、第3回となります臨時議会を招集をさせていただきましたところ、お忙しい中、御出席をいただき、また慎重なる御審議をいただき、これからも共に町民福祉の向上のため、力を併せて、力強く前進をしていく、その思いを共有をさせていただきました。

また、執行部が御提案をいたしました全ての議案に対しましても、原案どおり御承認、御議決を賜り、まことにありがとうございました。御議決賜りました予算執行に当たりましては、議員各位の意を対しまして、慎重に執行をしてまいりたいと考えております。

漁港の災害復旧工事につきましても、早急に着手をし、一日も早く安全な行路確保をしたいと思っております。また、幸子団地の改修につきましても、設計変更を早急に行い、住民の方が待

ち望んでいます改修工事を安全に、そして確実に実施をしていきたいと思っております。

本日、御議決いただきましたことを心にとめ、町営住宅の長寿命化、維持管理につきましては、事業計画段階、事業実施段階とそれぞれの段階でしっかりと執行部内でも意見のすり合わせを行い、計画的に実施していきたいと思っておりますので、今後とも御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

また、ここ数日間、新型コロナウイルス感染症の拡大が都市圏部のみならず、私たちの福岡県においても拡大傾向にありますので、今後も予断は許しません。長かった梅雨の明けがやっと見えてきました。これからいよいよ本格的な夏がやってきます。感染対策を十分行いながら、熱中症対策も合わせて行い、しっかりと住民に寄り添った対策、支援策を今後も行っていまいりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

先日の海の日海岸清掃でしたか、町民と一緒に協力いただき、本当に嬉しい気持ちにもなりました。改めて海のある町のよさを再確認をいたしました。今後は、あの海岸にも注視をして、政策に頑張っていきたい、そういうふうには思っております。

議員の皆様も健康が第一です。お体、御自愛なされ、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

簡単ではございますが、御礼を申し上げます、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） これをもちまして、令和2年第3回吉富町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時56分閉会
